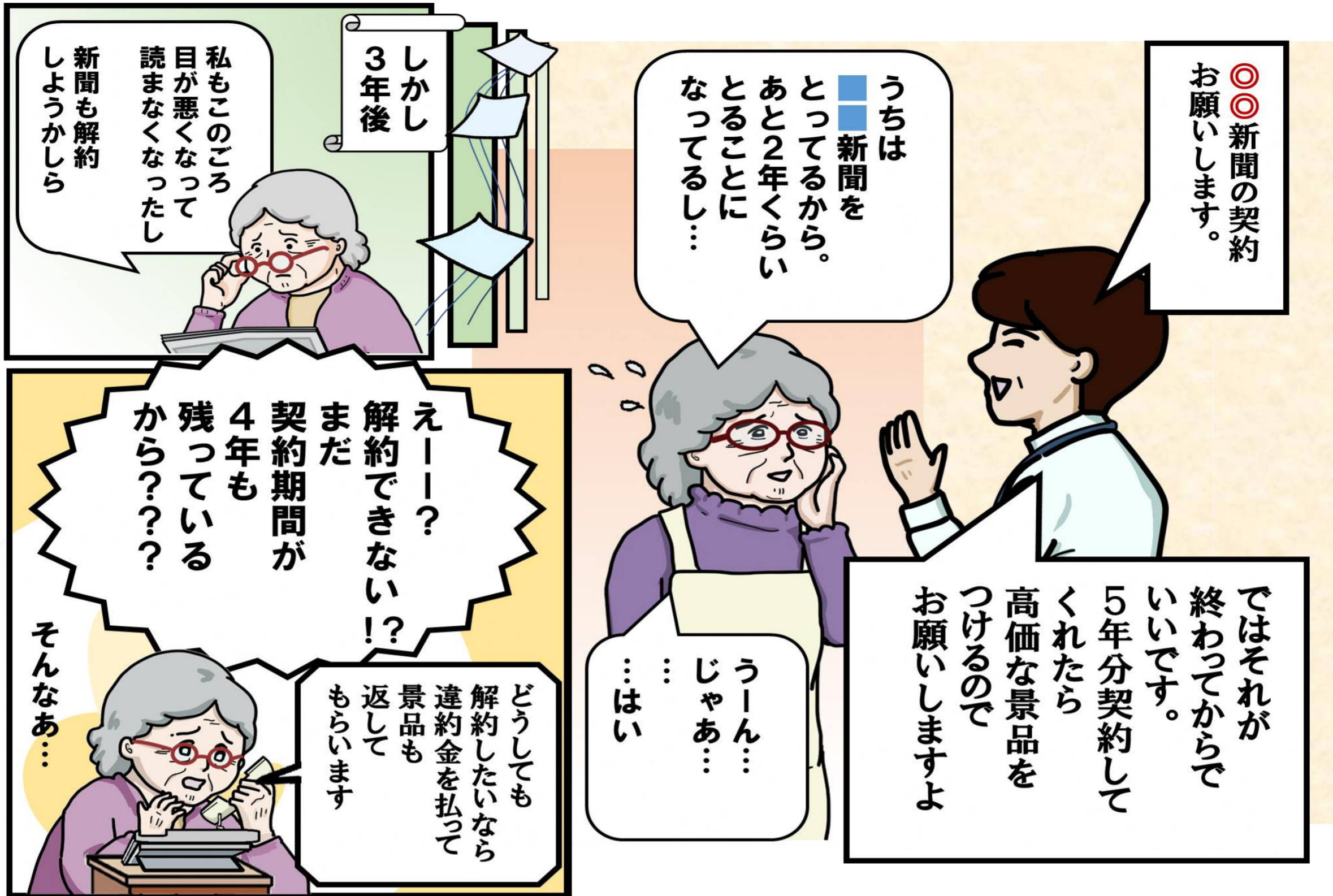




先さきの新聞の長期契約は慎重に…の巻



見守りポイント

◎視力が弱くなるなど、活字を読むのがおっくうな様子があれば、新聞の購読契約がどうなっているか、尋ねてみてください。

◎勧誘を断れずに、長期の契約になっている場合があります。

対処方法

- ◆新聞を訪問販売で契約した場合、書面を受け取ってから8日以内ならクーリング・オフができます。
- ◆高額な景品につられて契約しないようにしましょう。
- ◆購読期間を決めて契約する新聞は途中解約が難しいです。不要だと思ったら、きっぱり断りましょう。

和歌山県消費生活センター

〒640-8319
和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

073-433-1551

平日 9:00~17:00
土・日 10:00~16:00(電話相談のみ)
(祝日・年末年始を除く)

和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027
田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

0739-24-0999

平日 9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

※短縮ダイヤル ☎188 でもお近くの相談窓口につながります。